

各 位

飲食店等に対する営業時間短縮協力金に関するお知らせ

平素は、市政の推進に格別のご高配とご指導を賜り、厚く御礼申しあげます。

7月12日以降における大阪府知事からの営業時間短縮要請に対し、協力店舗には大阪府から協力金が支給されますが、本市では次のとおり上乗せ支給を延長することになりましたので、その概要につきまして、次のとおり、お知らせさせていただきます。

ご多忙の中、恐れ入りますが、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 大阪府協力金の概要（要請期間：7月12日～8月22日）

協力金額：1日3万円～最大10万円（1日当たりの売上高に応じて段階的に支給）

※大企業の場合：上限20万円（1日当たりの売上高の減少額×0.4）

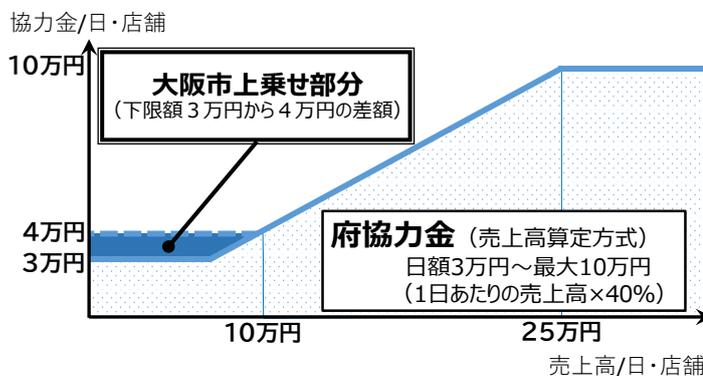
2 大阪市上乗せ協力金の概要

(1) 上乗せ額

協力金日額が4万円となる水準までの額

(2) 支給要件

- ① 大阪市内に対象施設（店舗）を有すること
- ② 大阪府の営業時間短縮協力金の支給を受けていること
- ③ 大阪府の営業時間短縮協力金の日額が3万円から3万9千円であること



申請方法や受付開始日など、詳細については後日、府市ホームページでお知らせします。

3 今回の飲食店等への要請（ご参考）

- 営業時間短縮（20時まで）
- 酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）は原則自粛
ただし、ゴールドステッカー認証店舗等で同一グループの入店を原則4人以内とする店舗は提供可能（11時～19時）
- カラオケ設備の利用自粛

(お問合せ先)

要請に関すること	電話 06-7178-1398
大阪府協力金に関すること	電話 06-7166-9987
大阪市上乗せ協力金に関すること	電話 06-6655-0711
ゴールドステッカーに関すること	電話 06-7178-1371

(送信元)

大阪市経済戦略局産業振興課
電話 06-6615-3781